

平成 3 0 年 第 1 回

千 早 赤 阪 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 3 0 年 1 月 1 2 日 開会

1 日 間

平成 3 0 年 1 月 1 2 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成30年第1回千早赤阪村議会臨時会会議録

1. 招集年月日

平成30年1月12日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室参事 幸 雄 一

会計管理者兼 中 野 光 二

兼総務課参事 住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課参事 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

理 事 城 和 男

理 事 志 摩 暁

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 蔦 亜紀朗

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 千早赤阪村手数料条例の改正について

日程第4 議案第2号 千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正について

日程第5 議案第3号 農地等災害復旧事業の施行について

日程第 6 議案第 4 号 平成 2 9 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 3 号）に
ついて

日程第 7 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する
事項について

日程第 8 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３０年第
１回千早赤阪村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、６番藤浦議員、７番山形議員
を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１月１２日の１日といたしたいと思えます。これに異議ありま
せんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１月１２日の１日と決
しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第３、議案第１号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題とい
たします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 第１号議案は、千早赤阪村手数料条例の改正についてでございます。

本議案は、平成２９年度に介護予防・日常生活支援総合事業が完全実施され、今年度末
に事業者のみなし指定期間が終了することから、介護保険法第１１５条の４５の５第１項
の規定に基づく第１号事業のサービス提供事業所の指定申請に対し、平成３０年度より審
査手数料を新たに徴収するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますよ
うお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第１号千早赤阪村手数料条例の一部を改正する条例
について説明をいたします。

この条例改正の主な内容は、平成27年3月に介護保険法改正に伴いまして、介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、当該事業におけるサービス提供事業所においては、所在する市町村において、事業所の指定を受けなければならないとされたところでございます。

一方で、従来から介護保険制度における要支援者に対する予防給付としまして、サービス提供を行っていた事業所につきましては、経過措置として、新たな許可申請は一定期間免除されておりました。その経過措置が平成30年3月末をもって終了となることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条10号及び別表第10の表題において、文言の統一といたしまして「介護保険法事務関係」を「介護保険法関係事務」に改めるものでございます。

次に、新旧対照表3ページをごらんください。

別表第10の17において、介護保険法第115条の45の5第1項の規定にございます介護予防・日常生活支援総合事業における新規のサービス事業所の指定審査手数料といたしまして1件当たり3万円を徴収する旨を追記するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

同表18において、前項と同様の介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業所の指定期間満了に伴う更新の指定審査手数料といたしまして、1件当たり1万円を徴収する旨を追記するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 改正に伴いまして、別表の17、新たに申請する場合は事業者がいるということですが、うちの村で言いましたら、これまでは該当するところがあったのか、また新たに申請をしてもらわないといけないところがどれぐらいあるのかお尋ねします。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 まず、この総合事業の新規の指定申請でございましたが、こちらは2件ございました。富田林市の事業所が1件、河内長野市の事業所が1件、それぞれ1件ずつで合計2件の新規の事業所の指定を、まず27年以降行っております。

しかしながら、今現在、経過措置として既に指定を受けておられた既存の事業所の部分

のにつきましては、15事業所ございます。これらの事業所につきましては、この経過措置がこの3月末で終了しますので、今現在更新の申請を受け付けておる最中でございます。ですので、これらの既存事業所につきましてはこの条例の対象にはなりません。4月以降に新たに新規で受け付ける事業所、またこれらの更新を受けた事業所が5年後の更新の際の指定の際に、この指定審査手数料を徴収することになるということでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 そうしましたら、もう既にこの事務はやられておって、今後新たについていうことでよろしいですね。わかりました。

○田中議長 答弁いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第1号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第４、議案第２号千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第２号は、千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正についてでございます。

本議案は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地域公共交通総合連携計画にかわり、まちづくりと連携や地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築に資する地域公共交通網形成計画を作成することができることとされたことから、条例規定の所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、担当より説明いたします。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を上島人事財政課地域戦略室長。

○上島理事兼地域戦略室長 それでは、議案第２号千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正について御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただきまして、新旧対照表のほうをごらんください。

千早赤阪村地域公共交通協議会条例第１条におきまして、千早赤阪村地域公共交通協議会の設置目的を規定しておりますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正によりまして、同法に基づいて定めることができることとされております法定計画の名称が「地域公共交通総合連携計画」から「地域公共交通網形成計画」に改正されましたことから、本条例におきましても法律上の名称に合わせるために改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 平成２６年の法改正により、地域公共交通網形成計画の作成の必要性が出てきたことですが、連携計画と網形成計画の内容に関しては、具体的な何か相違がありましたらお教えいただきたいところです。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 総合連携計画も網形成計画も、公共交通の活性化及び再生を推進するという点については変わりはありませんけれども、総合連携計画ではこれま

で十分に扱われてこなかったまちづくりとの連携でありますとか、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築について網形成計画におきまして位置づけることができるようになったというふうにされております。

以上でございます。

○田中議長 どうですか。

田村議員。

○田村議員 今、おっしゃいました面的なネットワークですか、公共交通ネットワーク、そこについてもう少し御説明いただけますか。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 これまでは、既存の公共交通をどのように生かしていくのかということだけが、ある意味目的と手段とされておったんですけども、そういった一つの公共交通だけでなく、本当に面的に全体的にまちづくりと合わせて公共交通ってのをまちづくりの中でそういったものを組み合わせていこう、そういった形で視点が一転変わってきたというところだというふうにき聞き及んでおります。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 公共交通網だけではなくて、まちづくりとも一体化して、地域全体でっていう意味での面的ってことですね。わかりました。理解いたしました。

以上です。

○田中議長 要望でいいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することにより異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第3号農地等災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第3号は、農地等災害復旧事業の施行について議会の議決を求めるものでございます。

本議案は、平成29年度台風21号豪雨による農地2件及び農業用施設3件の災害復旧事業を実施するに当たり、土地改良法の規定により村議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当より説明いたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 それでは、議案第3号の御説明を申し上げます。

平成29年台風21号による農地災害、農業用施設災害計5件について、去る12月27日、農林水産省の災害査定官などによる査定が実施されましたことから、土地改良法の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

別記といたしまして、事業概要を記載しております。

別記について御説明いたします。

まず、1件目、910の1石橋農地、所在地森屋地内、受益面積0.22ヘクタール、事業内容としましては土羽打ち及び積みブロック工でございます。

2件目、910分の2尾上農地、所在地は小吹地内です。受益面積0.04ヘクタール、事業内容は盛り土復旧工及び堆積土除去となっております。

3件目、910の501カケヒ高塚農道、所在地は森屋地内、受益面積2.25ヘクタ

ール、事業内容はコンクリートブロック練り積み、コンクリート舗装復旧工、重力式擁壁工となっております。

4件目、910の502向ノ浦水路、所在地は東阪地内、受益面積は1.49ヘクタール、事業内容はコンクリートブロック練り積み、用水路敷設、盛り土復旧工でございます。

5件目、910分の503野原水路、所在地水分地内、受益面積1.33ヘクタール、事業内容、管路復旧、会所柵工、布団かご工、蛇かご工でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

関口議員。

○関口議員 今回農地等の関係機関合計5件ですけれども、まだまだシートのかぶったところとかたくさん見受けられるわけですが、これは今度の災害の指定ですか、それに基づいて復旧されるものですが、ほかにまだまだあるかと思うんですが、その辺は見通しとしてどうなのか、農地の農業関係施設においてこうしたところにはかからないけれども、というようなところがあれば教えてください。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回の議決内容につきましては、国の補助事業にのれる内容ということで、一定の基準以上のものを記載しております。それ以外の部分につきましては、原材料支給等に対応する予定となっておりますので、各水路等についてはそういう形で対応させていただきます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 国の補助事業にのらない部分について、村単独とかそういうものについては、今おっしゃいましたように、原材料支給とかそうしたことで復旧の考慮をしていただいているということで理解してよろしいですね。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 あくまで、原材料支給の要件として、複数の受益者であったりそういった部分もありますけれども、そういった要件にのれる災害地については原材料支給で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 もう3カ月近くたちまして、そして農地もそろそろやりかけておられる方も

おりますけれども、まだまだ手つかずというようなところはまだあるのかどうかお尋ねします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 農地等につきましては、各所有者さんのほうで復旧されるということになりますので、それは各農地の所有者さんの御都合もあると思いますので、詳細は把握しておりません。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 なかなか後継者もない中でこういう状況があって、また農業を再開しようという気がなかなかうせてくることにもつながりかねないので、一般質問でも言いましたけれども、いろんな形で相談に乗れる体制をつくっていただいて、今後農家の方のそういう相談もできるだけ乗っていただきますようお願いしておきます。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第3号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第4号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第4号は、平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ7,618万5,000円を追加いたしまして、予算総額を35億3,105万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、農地及び農林業施設災害復旧に伴う工事費用の経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第4号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)につきまして御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

4ページ、第2表地方債補正で変更となる起債事業は水道事業一般会計出資債で、地方債の限度額を2,280万円から220万円増額し、2,500万円とするものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額50万円の増、全額一般財源で、顧問弁護士委託料でございます。

4目財産管理費、補正額530万円の増、全額一般財源で、役場庁舎敷地の筆界特定測量等業務委託料400万円と役場庁舎の漏水工事130万円でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額42万4,000円の増と、9目介護保険費、補正額37万4,000円の増は、全額一般財源で、職員の平均給与月額の変更に伴う階層の変更による職員共済組合負担金でございます。

この後の農林水産業費から各項目にわたり、職員共済組合負担金の増額補正につきまし

ては、説明のほうを省略させていただきます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額700万円の増、全額その他として雑入で、地方創生加速化交付金返還金でございます。

次のページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、補正額2万円の増、全額一般財源で、災害時総合支援負担金でございます。

13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、補正額731万5,000円の増、財源内訳は国庫支出金199万4,000円、その他として分担金199万5,000円、一般財源332万6,000円で、農地災害復旧工事398万9,000円と災害復旧事業測量設計業務委託料100万円、農地災害復旧工事232万6,000円でございます。

2目農業用施設災害復旧費、補正額1,506万4,000円の増、財源内訳は国庫支出金979万1,000円、その他として分担金527万3,000円、農業用施設災害復旧工事でございます。

3目林業施設災害復旧費、補正額3,908万円の増、財源内訳は国庫支出金1,923万4,000円、その他として負担金1,984万6,000円で、林業施設災害査定に伴います特別旅費60万1,000円と林道災害復旧工事3,826万1,000円などでございます。

続きまして、歳入でございます。

10ページをお開きください。

2、歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、4目災害復旧費分担金、補正額726万8,000円の増、農地災害復旧費分担金199万5,000円、農業用施設災害復旧費分担金527万3,000円でございます。

2項負担金、4目災害復旧費負担金、補正額1,984万6,000円の増、林業施設災害復旧費分担金でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、9目災害復旧費国庫補助金、補正額3,101万9,000円の増、農地災害復旧費補助金199万4,000円、農業用施設災害復旧費補助金979万1,000円、林業施設災害復旧費補助金1,923万4,000円でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額1,105万2,000円の増でございます。

20款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額700万円の増、金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業交付金返還金でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 商工費の地方創生加速化交付金の返還ですけれども、この地方創生加速化交付金による事業を適正に事務処理してなかったということでの返還金ですけれども、だと思いますが、改めまして、ここでその結果幾らあって、そして国のほうに幾ら返還しなくてはならなかったかということを詳しく報告していただきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 地方創生交付金の返還でございますが、この事業につきましては27年度の3月の補正予算で計上させてもらいまして、繰り越しして平成28年度に実施した事業でございます。総事業費、実績報告のほうでは6,192万3,985円、これで実績報告のほうを出しまして、最終もろとるわけですが、その中にはいろいろ事業としていろいろ香楠荘の改修工事など、あと天空テラスとかいろいろロープウェイのラッピング業務とか、あとロープウェイの50周年事業といろいろな事業がやってるわけで、その中で今回問題となっておりますのが、周辺施設のプロモーションビデオ作成事業500万円、それとガイドブック、ポスター作成事業200万円。この事業についてはそれぞれ完了はしてるんですが、今回不適正な監査の調査によりまして、本来29年3月末までにできていないとおかしいものが、4月の下旬とか納期もいろいろあります、最終的に全部網品したのが7月末ということで、本来国の事業でございますので、年度末に終了しなければならないところ、7月にこの事業がおくれていたということでございますので、今回大阪府そして国とも協議のほうをいろいろ発覚してからやっております、その結果プロモーションビデオの500万円、ガイドブックの200万円、この700万円についての返還ということに一応決まりましたので、今回補正予算のほうを計上させてもらてるというような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 総事業費が6,192万円のうちの700万円については、事務処理が適正に行われていなかったという指摘のもとで、国、大阪府の指導もいただきながら処理やったということで、700万円の返還で済んだというのか、700万円返還しなくてはならないことになったというふうに判断するのは別にしまして、もともと事業主体が、村で

はなくてツーリズムビューロー、そこに全部下請してたというところら辺に問題があったのではないかと思います、その辺はどのように判断されているのかお尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 村のほうで直でプロモーションビデオ、そのいうておりますプロモーションビデオとは別に分で800万円ということで、村の企画のほうで直で実施している事業もあります。その800万円、先ほど6,000何ぼ言うてましたうちの800万円除いた分がツーリズムビューローのほうに委託したと、ツーリズムビューローのほうで実施したということなんですけど、もともとこの申請につきましては、村が直ですというようなものでなく、民間団体、各種団体、いろいろ巻き込んでするというのが本来、やから採択されたというようなことも当時の担当からは聞いておりますので、これが仮に村が直で全部するということになれば、国の採択、わかりませんが、採択されてない可能性が高かったではないかなと、想像ではございますが考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 国のこうした新たな事業にのって村の村おこしもやっていきたいということで、いけると期待はしたものの、いろんな問題も生じたと。受けるところが観光協会であったのかその辺も、こうしたことがこれから村の村おこし、活性化に向けていろいろやっていくときに教訓として生かさなければならぬことも多々あるかと思うんですね。村も、現実職員さんが少ない中でいろいろと民間の活力も導入しながら、今後大変だとは思いますが、この700万円で落ちついたというふうに見るべきかどうかもあるんですが、このことがまた村の財政に響かせてはいけないとも思いますので、その辺は要望になりますけれども、私たちもわからないことがいっぱいあります中で、今後の教訓にしていきたいということを言うときです。

○田中議長 要望ですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

千福議員。

○千福議員 今質問ありましたツーリズムビューローに関連するんですけれども、歳入のほうで、20款のところの諸収入、この雑入ちゅうふうな形で表記されて700万円、補正されております。私、ちょっと勉強不足ですけども、この雑入ちゅうふうな形の部分、どういうふうな形の部分であるかちゅうのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 済みません。今回計上させてもろうてます諸収入の雑入で、今回の補正予算でしたらこれだけなんですけど、ここの雑入ですね、本来村のほうではいろいろと、本来なら当初予算見てもうたらいろいろ雑入っていうのが書いておりまして、簡単に言えば、一般の方が役場のコピー機を利用した場合のコピー手数料とか、あと各地区で宝くじの事業をもらて、各地域で事業してもらてる部分はありますけど、そういったものも宝くじ協会から一旦村のほうに入って、地域に渡してます。そういう交付金とかも雑入で上げておりましたり、小吹台の舗装工事やっております、それは大阪ガスと半々でやってる、そういった事業を村のほうに半分とかちょっと何割とか負担してもらおう分、そういったものを全て予算上雑入というような形でいろいろ計上させてもうてますような状況でございます。

今回のツーリズムビューローについては、村からツーリズムビューローのほうに交付して事業をやってもうたけど、それができてなかったんでその分国に返しますんで、その分をツーリズムビューローのほうからお金を返還してもらおうच्छゅうことで今回雑入というような形で予算計上のほうをさせてもうてます。

以上でございます。

○千福議員 ありがとうございます。

○田中議長 要望でいいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 担当課にお聞きします。

担当課としまして、今回の一件の原因はどこにあったとお考えですか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回、本来年度内に完了すべきものが完了していなかったところの不適正にあったと認識しております。当時、その辺の年度内完了という認識が不足していたというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 年度内完了の認識が不足というのは、年度内に完了しなければならないという認識はなかったという理解でよろしいでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 全くなかったということではないんですけれども、例えばプロモーションビデオであれば初夏の映像が必要であるとか、そういったところをよりよいものをといるところを判断したということで、それが本来年度内完了というところどちらが重要かというところで認識が間違っていたというふうに考えています。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 今の初夏のプロモーションビデオの追加撮影についてなんですけれども、そこに関連しまして、そもそも加速化交付金の申請、それを申請しようと決定した時期っていうのはいつぐらいになるんでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 この加速化交付金の申請時期については、27年度の3月補正でさせてもらってますんで、28年度の2月、3月ごろやったというような感じで記憶しております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 その前に、そもそも加速化交付金を2月にいきなり申請しようと始まったのではなくて、もう少し前からやっぱりお話がもう担当課内であったと思うんですね。その点に関してはいかがですか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 それは村から国のほうにこういった形で申請しました。それで3月議会のほうで予算を採択させてもらって、事業についてはもう年度内できませんので28年度に繰り越しやったと。そして、28年度から担当課のほうでいわゆるこの事業をしていくに当たって、村が直ですることではなく、やっぱり各団体からの参画も得てということでございましたので、4月、5月ごろから準備をかかってもらいまして、一応計画はやっておりますが、それに基づいて実際それに、いろいろ計画をまた練り直したり、各種団体の意見を聞きながら、いろんな加盟団体ありまして、ツーリズムビューローという協議会をつくったように聞いております。そこで事業のほうで、実際にはその団体からは28年7月ごろにこういう、28年4月28日にツーリズムビューローのほうから村のほうにこの事業でっていうことで申請があつて、そこで村のほうで交付決定して、ツーリズムビューローがそこから動き出したというような状況にと聞いております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 事業をしようとするこの交付の申請を決定したのは、2月ぐらいで申請をしようとして決めて、そこから準備期間2カ月ですよね、4月ということは。そういういわば突貫工事で進んでいったということによろしいのでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 2月、ちょっと詳細はあれなんですけど、2月まずは村から国のほうに事業を採択するための申請がそのぐらいの時期やったという記憶をしております。それから予算をつけて、それから原課が発注するのが、ツーリズムビューローが担当課と交付申請とかやりとりするのが4月ということになってますので、短期間やったというような感じでは認識のほうはしております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 担当課にまたお聞きいたします。

根本的な疑問なんですけれども、今回初夏の映像が、プロモーションビデオの撮影ができなかったということで、追加撮影になったわけなんですけれども、考えてみればこれは、初夏なんですよね。ということは、4月段階でビューローが立ち上がって、それからまた2カ月、初夏まで時期があるわけですよね。ということは、十分撮影する余裕っていうのはあったと思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。なぜ28年6月には撮影できなかったのか。どうお考えですか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 実際の撮影が会員である団体が行っておりまして、そこへの委託、再委託であります。7月に行われておりますので、それ以降の撮影となったと認識しております。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 では、つまり交付申請した時点で、役場としましてどういうふうに進めていくっていう工程表っていうものはなかったんでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 当時、ビューローとして会議を開いて、どういった団体がどういった分担をするというところで決められて、各団体ごとに事業を担当したというふう聞いております。その時点で詳細にどこまで工程の確認があったかっていうのは、私ちょっと今把握しておりませんので、お答えできません。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 先ほど、一番最初におっしゃられたその担当課及び観光課に期限内に製作しなければならないという認識が甘かったっていうふうにおっしゃいましたが、もう一点、やはり準備不足というんですかね、ツーリズムビューロー立ち上げに対して、その後どういうふうな工程表で進めていくのか、その点が不足していたのが一つ今回の一件の原因でないのかというように思うんですけれども、担当課としてどのようにお考えでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 結果として、やはり当初にその辺の日程的な認識が不足していたのではないかと考えられます。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 一事が万事というわけではないですけれども、一つ先ほど関口先生がおっしゃったように、次回以降はこういうことも決して起こらないように、もうしっかりと準備した上で間違いなく進められるという確信のもとで事業を進めていただきたいと思います。

先ほど、認識が甘かったということでしたけれども、現在の認識は一新されたと考えてよろしいのでしょうか。コンプライアンス意識は徹底されたと考えてよろしいのでしょうか。お聞きいたします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 事業の年度内完了については、改めてそこは徹底していきたいというふうに認識を新たに考えております。

以上です。

○田中議長 どうですか。

○田村議員 以上です。

○田中議長 いいですか。北浦課長につきましては、答弁する場合はマスクをとってきちんと、聞こえにくいので守ってください。着用してください、終わったら。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決するこ

とに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第4号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、平成30年第1回千早赤阪村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

藤 浦 稔

議 員

山 形 研 介